



大津市公報

平成 29 年 12 月 22 日
号外 (第 63 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
115 大津市胃がん検診協議会規則.....	1
116 大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....	2
117 大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	2
118 大津市消化器がん検診協議会規則の一部を改正する規則.....	5

規 則

大津市胃がん検診協議会規則を公布する。
平成29年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第115号

大津市胃がん検診協議会規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）第 4 条の規定に基づき、大津市胃がん検診協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。
胃がん検診の運営に関すること。

胃がん検診の精度管理及び評価に関すること。

前 2 号に掲げるもののほか、胃がん検診の実施に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康保険部保健所健康推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成31年 5 月31日までとする。

.....

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 116 号

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の育児休業等に関する規則 (平成 4 年規則第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 の見出しを「 (条例第 2 条の 3 第 3 号イの規則で定める場合) 」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(条例第 2 条の 4 第 2 号の規則で定める場合)

第 3 条の 3 前条の規定は、条例第 2 条の 4 第 2 号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「 1 歳到達日」とあるのは、「 1 歳 6 か月到達日」と読み替えるものとする。

第 4 条第 1 項中「 第 2 条の 3 第 2 号に掲げる」を「 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合又は条例第 2 条の 4 の規定に該当する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 117 号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則 (昭和 55 年規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円
	1	142,600	262,000
	2	143,700	263,900
	3	144,900	265,700
	4	146,000	267,800
	5	147,100	269,600
	6	148,200	271,500
	7	149,300	273,400
	8	150,400	275,500
	9	151,500	277,600
	10	152,900	279,600
	11	154,200	281,700
	12	155,500	283,700
	13	156,800	285,700
	14	158,300	287,800
	15	159,800	289,800
	16	161,400	291,800
	17	162,700	293,700
	18	164,200	295,700
19	165,700	297,800	

	20	167,200	299,800
	21	168,600	301,800
	22	171,300	303,900
	23	173,900	305,900
	24	176,500	308,000
	25	179,200	309,700
	26	180,900	311,800
	27	182,600	313,800
	28	184,300	315,800
	29	185,800	317,600
	30	187,600	319,600
	31	189,400	321,700
	32	191,100	323,800
	33	192,700	325,100
	34	194,500	327,100
	35	196,300	329,000
	36	198,100	331,100
	37	199,700	333,000
	38	201,500	334,900
	39	203,300	336,900
	40	205,100	338,800
	41	206,800	340,700
	42	208,600	342,600
	43	210,400	344,400
	44	212,200	346,300
	45	213,600	347,800
	46	215,400	349,200
	47	217,100	350,700
	48	218,900	352,200
	49	220,600	353,800
	50	222,300	354,600
	51	223,900	355,800
	52	225,500	356,800
	53	227,000	357,700
	54	228,700	358,800
	55	230,300	359,700
	56	231,900	360,800
	57	233,100	361,700
	58	234,600	362,400
	59	236,000	363,100
	60	237,300	363,800
	61	241,200	364,200

62	242,700	364,800
63	244,300	365,500
64	245,700	366,200
65	247,200	366,500
66	248,700	367,200
67	250,000	367,900
68	251,400	368,600
69	252,900	368,900
70	254,600	369,500
71	256,300	370,200
72	258,100	370,800
73	259,700	371,100
74	261,500	371,700
75	263,200	372,400
76	264,900	373,000
77	266,900	373,400
78	268,800	373,900
79	270,600	374,500
80	272,400	375,000
81	274,100	375,500
82	276,000	376,100
83	277,900	376,600
84	279,600	376,900
85	281,200	377,300
86	283,100	377,800
87	284,900	378,200
88	286,800	378,600
89	288,400	379,000
90	290,100	379,500
91	291,900	379,900
92	293,700	380,300
93	295,300	380,600
94	297,000	
95	298,500	
96	300,100	
97	301,700	
98	303,400	
99	305,000	
100	306,700	
101	307,700	
102	309,200	
103	310,700	
104	312,300	

	105	313,900	
	106	315,500	
	107	317,100	
	108	318,600	
	109	320,100	
	110	321,300	
	111	322,500	
	112	323,700	
	113	324,400	
	114	325,300	
	115	326,100	
	116	326,900	
	117	327,800	
	118	328,200	
	119	328,900	
	120	329,700	
	121	330,500	
	122	331,200	
	123	331,900	
	124	332,600	
	125	333,100	
再任用職員		254,800	274,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市技能労務職員の給与に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の大津市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市消化器がん検診協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第118号

大津市消化器がん検診協議会規則の一部を改正する規則

大津市消化器がん検診協議会規則 (平成24年規則第138号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「胃がん検診及び大腸がん検診」を「消化器がん検診 (胃がん検診を除く。以下同じ。) 」に改め、同条第 2 号中「胃がん検診及び大腸がん検診」を「消化器がん検診」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 1 月 1 日から施行する。